

リフォーム商品券利用の流れ

STEP 1

取扱店で見積もり



STEP 2

商品券購入

※ココレッタ延岡1Fにて販売いたします。

提出書類の返却はいたしませんので、予めコピー等をお願いします。

提出書類

全購入者
共通

- ① 住宅再生リフォーム商品券購入申込書(様式第1号)
※市税の滞納がないことの確認印が必要
- ② リフォームの見積書
- ③ 工事するところすべての施工前の現場写真
- ④ 所有者や築年数等確認できる公的なもの 【例】固定資産税納税通知書
- ⑤ 購入代金
※原則としてその場で審査して商品券を販売いたします。
- ⑥ 購入者の住民票

STEP 3

工事

※商品券購入前の着工は対象とならないので、ご注意ください。

STEP 4

支払い

※住宅再生リフォーム商品券を利用して業者様に工事代金をお支払いください。

リフォーム施工業者が手続きします

STEP 5

工事完了の報告

- ① 延岡市住宅再生リフォーム商品券工事完了報告書(様式第2号)
- ② 施工中及び施工後の写真
(写真については全体の写真および全ての工事箇所、施工前後同じアングルのものが必要です)
- ③ リフォーム商品券 ※商品券裏面に業者名記入のもの
- ④ 産業廃棄物管理票 (マニフェスト)

提出書類

STEP 6

商品券換金(延岡信用金庫)

- 換金申込書(工事完了報告時にお渡しします)
- 商工会議所確認済みのリフォーム商品券 ※指定口座に入金
※商品券の換金期限は令和9年3月5日となります。



提出書類

令和8年度
延岡市

住宅再生

幅広い活用を
お待ちしております！

リフォーム 商品券



現在住んでいる築40年以上の建物の居住環境の改善や良好な住環境の設備を図って、空き家化の抑制に寄与することを目的に、リフォーム商品券を販売します。空き家の解体にもつかえます。

1枚5万円の商品券が
4万5千円で購入できます！

※ただし、商品券購入前の着工は対象となりません

販売限度額
50万円分

※1世帯1回限り購入

販売期間

令和8年

6 / 11(木)

令和9年

1 / 29(金)

※売り切れ次第終了します

販売場所

ココレッタ延岡1F
宮崎県延岡市幸町2丁目125
(駐車場25台完備)

販売時間

9:30~12:00
13:30~16:00
※閉所日:土・日・祝日

購入条件

- ① 現在住んでいる建物の所有者
又は空き家所有者
- ② 税込10万円以上の工事
- ③ 築40年以上
(昭和61年以前) に建築された住宅

有効期限

商品券購入日から6ヶ月間
(購入時に使用期限を商品券に記載します。)
※但し、最終期限は、令和9年2月28日まで

詳しくは、ホームページ又は
延岡商工会議所リフォーム商品券担当までお問い合わせください。

TEL

0982-20-2202

ホームページ <https://www.nobeoka-cci.or.jp/>



商品券対象工事一覧（例）

基本的な考え方

- 原則として写真等で施工前後の確認ができる
- 申請者が所有する住宅敷地内の工事



- ① リフォーム工事又は除却工事に要する経費が10万円以上であること。
- ② 商品券取扱店によるリフォーム工事又は除却工事であること。
- ③ リフォーム工事又は除却工事が市の他の助成を受けていないこと。
- ④ 次のいずれかの工事であること。

- ア) 増築、改築又は減築(車庫その他付属建築物は除く。)
- イ) 構造材の補強、取替
- ウ) 立ち狂いの補修(地盤沈下によるものを含む。)
- エ) しろあり防除
- オ) 階段の付け替え、新設
- カ) 屋根の葺き替え又は塗装
- キ) 外壁の張り替え、塗装又は断熱材の設置(雨漏りの補修を含む。)
- ク) 間仕切り壁の新設又は変更
- ケ) 壁紙や床の張り替え又は塗装
- コ) 天井の張り替え(下地を含む。)
- サ) 建具の新設又は取り換え
- シ) 襖や障子の張り替え又は畳の取換え(表替えを含む。)
- ス) 雨樋の修理(雨水埋設管を含む。)
- セ) 窓ガラスの補修、取り換え
- ソ) 屋内のバリアフリー化工事(介護用リフトの新設を含む。)
- タ) システムキッチンの新設、補修又は取り換え(一体型のコンロ及び食器洗い乾燥機の取り換えは含む。)
- チ) 風呂、台所又はトイレの水回り工事(洋式便座の取り換えのみの工事は除く。)
- ツ) 給湯設備の新設、補修又は取り換え
- テ) 照明器具の新設又は取り換え(但し、埋込タイプに限る。)
- ト) エアコンの新設又は取り換え(但し、窓用エアコンは除く。)
- ナ) 深夜電力を利用した給湯器(エコキュートなど)の新設又は取り換え
- ニ) 太陽熱温水器の新設又は取り換え
- ヌ) 太陽光発電システムの新設又は取り換え
- ネ) 家庭用燃料電池の新設又は取り換え
- ノ) 衣類乾燥機の新設又は取り換え(配管設備工事を伴うものに限る。)
- ハ) 門扉、囲障及び擁壁の補修、築造替え
- ヒ) 門扉又は駐車スペースから玄関又は介助等を要する者の室の外部への出入口までのバリアフリー化(舗装、スロープ及び介護用リフトの設置を含む。)
- フ) 敷地内の上下水道管、ガス管及び電線の補修又は取り換え(分電盤を含み、通信線は除く。)
- ヘ) 住宅が存する敷地内の樹木類の伐木又は伐根
- ホ) 解体工事(主として住宅を解体するものに限る。)
- マ) その他住宅の修繕、模様替えその他住環境の改善のために行う工事であると認められるものであって、延岡市長と協議を終えたもの
- 例) 合併処理浄化槽の修理、取替、汲み取りや単独処理浄化槽から合併浄化槽への切り替えなど



商品券対象外工事一覧（例）

基本的な考え方

- ✕ 製品購入のみで施工を伴わないもの
- ✕ 書面や写真等による確認が困難なもの
- ✕ 市の助成制度を利用している部分
- ✕ 取扱店以外での工事

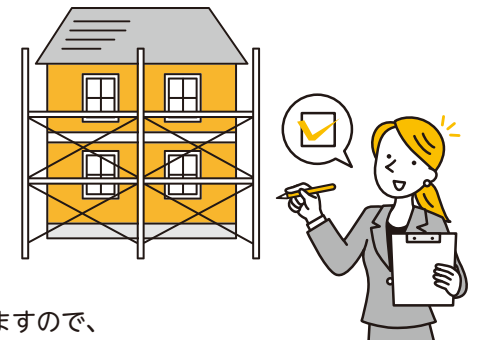


- ① 据え置きタイプの物置の設置
 - ② インターネットやケーブルテレビ等の配線工事
 - ③ 公共事業の補償対象となる工事
 - ④ 庭木の剪てい
 - ⑤ カーポートの設置及び建て替え、駐車場のみの整備
 - ⑥ 倉庫の解体及び建て替え
- ※ 施工業者が自らの物件(代表者宅を含む)の工事

市の助成制度があるもの

- ① 手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張等のバリアフリー等の工事
 - ・介護保険による住宅改修(介護保険課)
 - ・日常生活用具給付事業【住宅改修】(障がい福祉課)
- ② 合併浄化槽の設備工事
 - ・浄化槽設置整備事業(生活環境課)
- ③ 耐震補強・改修工事
 - ・木造住宅耐震化促進事業(建築指導課)
- ④ 空き家の解体工事
 - ・不良空家除却補助(空家施策推進室)

※ただし、市の助成対象とならない部分については商品券が使えますので、助成事業担当課に一度お問い合わせください。



リフォーム商品券取扱店の登録について

登録資格

- 市内に本店がある事業者(個人事業所を含む)
- 市内に支店や事業所がある事業者
- 令和7年度以前の登録事業者は手続きの必要はありません。

申請方法

- ① 延岡市住宅再生リフォーム商品券取扱店登録申請書
 - ② 法人の場合は所在証明書、個人の場合は住民票(延岡市市民課発行/300円)
 - ③ 印鑑
 - ④ 登録料 1,000円
- ※ 申請は事務局へ

